森林組合系統運動方針 JForest 埼玉県ビジョン 2030

令和4年3月

埼玉県森林組合連合会

JForest 埼玉県ビジョン 2030

目 次

- I 全体概要
- Ⅱ 10年後の夢・目指す姿
- Ⅲ 取組内容
- Ⅳ 目標設定

I. 全体概要

1. 全国統一目標(スローガン)

~地域森林の適切な利用・保全と林業経営の更なる発展に向けて~

我々森林組合系統は、厳しい林業経営環境において、地域の森林を守り育て、組合 員の経済的社会的地位の向上に取り組んできた。

令和6年度より森林環境税が広く国民から徴収される中、地域の森林整備の主たる担い手として、森林環境譲与税の活用に協力しつつ、引き続き適切な森林の利用・保全を通じて森林の持つ公益的機能の維持・増進を図り、SDGsの達成に貢献していく。その上で、先人たちが植えた人工林が成熟期を迎えた今こそ、森林組合系統を挙げて、持続可能な林業経営を通じて、以下の3つの課題に取り組むこととする。

(1)組合員サービスの向上

組合員の意向が多様化している中、協同組合として組合員に対して「何ができるか」を考え実践する。その一つとして、組合員への一層の利益還元を実現する。

(2) 働く人の所得向上・就業環境改善

他産業との賃金格差や労働環境等の課題がある中、内勤職員・現場技能者について、所得の向上・労働安全対策をはじめとした就業環境改善を進める。

(3) 事業拡大・効率化による経営の安定

人工林が成熟期を迎えて林産事業・販売事業が拡大し、また森林環境譲与税や森林経営管理制度、森林組合法改正などの新たな仕組みが始まった中、事業拡大や ICT の活用を含めた効率化を進め、安定的黒字経営を実現する。

2. 運動期間 令和12年度末まで

※ 令和7年度に5年間の取組事項の成果検証を行う。

Ⅱ. 10 年後の夢・目指す姿

1. 県内森林組合の夢・目指す姿

健全な森林を次代に引き継ぐため、「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用を実現します。

このため、組合員へのサービス向上、就労環境の向上、事業開拓等による経営の安定化を進め、協同組合の精神に基づく、健全な経営を維持・発展を目指します。

さらに、森林経営管理制度等を生かした市町村の森林・林業行政との連携を図り、 地域林業の発展に寄与します。

2. 県森連の夢・目指す姿

地域の特性に応じた経営方針を掲げる各会員組合の改善を支援するため、健全経営の実現、コンプライアンス態勢の整備を図ります。

このため、事業を簡素化した連合会の事務局機能の改善と、一層の連携強化を図ります。

3. ダイナミックな組織・事業再編の検討

平成31年度から、会員組合が組合員等の期待に応えて、森林施業や森林経営の担い 手との役割を果たすため、組織再編による会員組合の財務基盤・執行体制の強化、健 全な自立的経営の確立、森林整備事業の一貫施行を実現する「一県一組合構想」を検 討してきました。

今後も、本会及び会員組合が有する資源(人材・森林・資産・情報)を生かし、連合会機能の簡素化による経営改善と各会員組合の連携強化を目指します。

その中では、各会員組合の特徴・特性を生かす経営や、迅速な経営判断のできる組織、機動的な施業実施体制の構築、また丸太生産の安定的なサプライチェーン構築のための中間土場や木材センター機能の拡充を図ります。

さらに県下市町村での森林施業の団地化・集約化の推進体制の充実を検討します。

Ⅲ. 取組内容

項目1:都道府県・市町村と連携した地域森林管理体制の確立

(1) 地域の森林管理方針(長期ビジョン)の協議

地域の森林管理方針に沿って、森林組合系統が果たす役割を明確にするため、 県・市町村の森林管理方針策定に積極的に参加します。

(2) 森林経営管理制度の推進及び森林環境譲与税の有効活用

これまでの補助事業で対応できない、経営放棄された森林を適正に管理するため、森林経営管理制度等と森林環境譲与税を活用する市町村支援事業等に取り組み、健全な森林の維持・保全を図ります。

項目2:循環型林業の確立と系統の木材販売力の強化

(1) 森林の適切な整備と災害対応

効率的な森林整備事業の実施を通じて、森林の有する公益的機能の向上を図り、 山地災害の防止に寄与します。

(2) 低コスト・循環型林業の確立

森林施業の集団化・集約化、作業道の開設や機械化、地拵え・下刈作業機械化の実証・実用化、安価で優良な山林種苗づくりと植栽機による植付を進めて、総造林コストの低減を図り、循環型林業の確立を目指します。

(3) 原木共同販売体制の構築と事業連携の推進

各会員組合の原木供給体制の連携を目指して、原木自動選別機の稼働率の向上、 丸太自動認知システム導入の検討等を通じて、販売価格の安定化・高付加価値化 を図ります。

項目3:高度人財の確保・育成

(1) 職員の新規採用と人材育成

事業継続に欠かせない優秀な職員の採用と人材(林業人)育成を進めるととも に、緑の雇用委託事業によって地域林業の担い手を支援します。

(2) 森林施業プランナー・森林経営プランナーの育成

全国森林組合連合会が主催する森林施業プランナー等育成研修等を活用し、職員の資質向上を図ります。

(3) 現場技能者の地位向上・労働災害の撲滅

緑の雇用事業を活用するとともに、埼玉県林業・木材業災害防止協会と連携 し、現場技能者の地位向上と、労働災害の撲滅を図ります。

項目4:協同組合として組合員に信頼される組織体制の確立

(1)組合員の参画促進・組合員ニーズへの対応

組合員の高齢化や不在村化を踏まえて、組合員の参画促進を検討するとともに、 組合員ニーズの拾い上げに努めます。

(2) 森林組合経営の強化・健全化

自立的経営の経営を確立するため、人材育成や財務管理、設備投資などに取り 組み、常に経営強化と財務健全化を図ります。

(3) コンプライアンス態勢の強化

組合員に信頼されるとともに、社会的信用度を高めるため、法令、コンプライアンス態勢運営要領やコンプライアンス・マニュアルに従って、全ての役職員が公共性を自覚し、社会的責任を果たしていくことを目指します。

項目5:国民生活及びSDGsへの貢献

(1) SDGs 宣言の実施

森林・林業に関わる県内最大の系統組織として、次の取り組みを実施します。

- ア 森林整備事業の展開 (13. 気候変動の具体的な対策、6. 安全な水とトイレを世界中に)
- イ 森林・林業、木材産業による地域産業の活性化(8. 働きがいも経済成長、11. 住み続けられるまちづくりを)
- ウ 未利用木質資源の利活用(7.エネルギーをみんなに そしてクリーンに)
- エ 木材需要の創出(15. 持続可能な森林の経営)
- オ 花粉発生源対策の推進(3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活の確保)
- カ スマート林業の推進(9. 持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進)

(2) 異業種との連携

木材産業や住宅産業との連携を進めるため、木材の生産・流通・加工体制の効率化や木材需要情報の収集・共有化に努めます。

Ⅳ 目標設定

			令和2年度 現状	令和7年度 目標	令和 12 年度 目標	備考
基本	森林組合数		3 組合			\Diamond
情報	職員数(現場技能者除く)		24 人			\Diamond
	現場技能者数		5 1 人			\Diamond
数 項 目	新植面積		14 ha	32 ha	43 ha	•
	間伐面積	切捨	299 ha	230 ha	180 ha	•
	间况阻彻	利用	91 ha	140 ha	180 ha	•
	主伐面積		11 ha	29 ha	45 ha	•
	北文本 樂目	主伐	8,669 m3	13,000 m3	20,000m3	•
	林産事業量	間伐	5,972 m3	7,680 m3	10,680 m3	•
	販売事業量		8,000 m3	9,000 m3	15,000 m3	•
	林産・販売事業量のうち 連合会を通じた販売量		0 m3	100 m3	500 m3	•
	【連合会】市売販売量		- m3	- m3	- m3	•
	【連合会】直送等契約販売量		- m3	- m3	- m3	•
	森林施業プランナー認定者数		8人	10 人	13 人	\Diamond
	森林組合監査士資格取得者数		2 人	2 人	3 人	\Diamond
	休業4日以上死傷病発生人数		1 人	0 人	0 人	•
	事業利益 黒字計上組合数		3 組合			*
	経常利益 黒字計上組合数		3 組合			*
	当期剰余金 黒字計上組合数		3 組合			•
取組有無項目	常勤理事の 設置	代表権有	3 組合			\Diamond
		代表権無	0 組合			\Diamond
	若年層(60歳未満)理事の就 任		0 組合			\Diamond
	女性理事の就任		0 組合			\Diamond
	ホームペー ジの運用	1年以内更新有	3 組合			\Diamond
		1年以内更新無	0 組合			\Diamond
	森林経営プランナーの設置					\Diamond
	SDGs 宣言の実施					\Diamond

^{※◆}の項目は当該年度実績、◇の項目は当該年度末時点の実績を示す。例えば「森林施業プランナー認定者数」は当該年度に認定を取得した人数ではなく、当該年度末に在籍している認定プランナーの数となる。
※「休業4日以上死傷病発生人数」は全国統一でゼロを目標とする。

^{※「}SDGs 宣言の実施」及び「森林経営プランナーの設置」については令和3年度以降の取組のため令和2年度の実績はなし。